

われわれは遺族の相互扶助、道義の高揚につとめ、平和日本建設に寄与し、戦争の防止、世界恒久平和の確立を期するを信条とする。



発行所 〒703-8272 岡山市中区奥市3-22 岡山県遺族連盟  
電話代表 086-271-7175  
FAX 086-271-4815  
郵便振替 岡山01230-9-3532  
発行責任者 岸本清美  
編集責任者 豊島始男  
印刷所 西尾総合印刷株式会社  
定価(郵税共) 年額1,200円  
ホームページ http://izoku-okayama.jp/

# 遺族処遇改善に関する 平成26年度要望事項等を決定

日本遺族会

一、公務扶助料、遺族年金等の改善  
尊い命を国家に捧げた戦没者の遺族に対する公務扶助料等は、他の公務年金とは性格を異にするもので、あくまでも国家補償の理念に基づき改定されるべきである。また、戦没者遺族の今日までの歩みに配慮し、高齢化著しい実情等を考慮され、公務扶助料等を増額改定されたい。

二、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の継続・増額  
戦没者等の遺族に対する特別弔慰金は、平成二十七年六月十五日に最終償還を迎える。特別弔慰金は、戦没者等の遺族に対して国として改めて弔意の意を表すためにできた制度であることから、平成二十七年以降も継続し、社会情勢に見合った額に増額されたい。

三、戦没者遺児による慰霊友好親善事業の充実  
戦没者の遺児であれば、誰もが「一度でもいいから父親等の戦没地にたずねて欲しい。そして、心行くまで慰霊追悼をさせて欲しい」と願っている。こうした戦没者遺児の長年の念願が認められ、平成三年度から本会が国より補助を受けて実施している事業であり、戦没者遺児への慰霊事業である。については、参加者の高齢化等を考慮して、戦没者遺児と一心同体で歩んできた配偶者も一緒に参加でき、更には、孫等も参加できるよう事業内容の見直しを含め、より一層の充実を図るようお願いしたい。

日本遺族会は五月二十八日、東京九段の「靖国会館」で理事会、評議員会を開催し、平成二十四年度諸会計決算を審議すると共に、英霊顕彰並びに処遇改善の経緯と今後の運動について協議し、平成二十六年度政府予算に対する遺族処遇改善要望事項(一〜二頁掲載)を決定した。

最終償還を迎える「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金」の継続・増額について、組織の存亡を決する課題として今後、強力に運動を進めることを確認した。

## 日本遺族会特別委員会 尾辻会長に報告書提出

会議では、九段会館の閉館に伴い日本遺族会が設置した「新生遺族会」あり方を考える特別委員会」の報告書について、委員長である森田次夫副会長が報告書の取りまとめの経緯や議論の内容を説明すると共に、四月二十六日に尾辻秀久会長に答申し了承されたことを報告した。

答申された委員会報告書は二〜五頁に掲載。



新法人移行後、最初の評議員会で挨拶する尾辻会長 (5月28日：靖国会館)

## 参院選推薦候補者の 支援について協議 岡山県遺族政治連盟

岡山県遺族政治連盟は六月十四日、岡山市内で役員会を開催し、七月に実施予定の第二十三回参院議員通常選挙支援について協議した。

同連盟では、既に岡山選挙区で前岡山県知事の石井正弘氏を推薦しているが、比例区(全国区)では、従来からの組織候補であった尾辻秀久参議院議員(日本遺族会会長)は自民党の規定により鹿

児島選挙区から立候補する。このため、今回の選挙では初めて組織外候補である総理補佐官・衛藤晟一氏(えとうせいいち)を支援することを決定。また、自民党公認で岡山県看護連盟推薦の石田昌宏氏(いしだまさひろ)についても推薦し支援することから、役員会では今後、両候補の名前を浸透に全力をあげることを確認した。

四、遺骨帰還事業等の拡充強化  
戦没者の遺骨帰還事業及び戦跡慰霊巡拝事業については、遺族等の心情を十分配慮されるとともに、次の事項については、特段の配慮をお願いしたい。

- 一、公務扶助料・遺族年金等の改善
- 二、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の継続・増額
- 三、戦没者遺児による慰霊友好親善事業の充実
- 四、遺骨帰還事業等の拡充強化
- 五、全国戦没者追悼式への国費参列者の対象範囲の拡大と充実
- 六、海外等に散逸する戦没者遺品の返還

二、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の継続・増額  
戦没者等の遺族に対する特別弔慰金は、平成二十七年六月十五日に最終償還を迎える。特別弔慰金は、戦没者等の遺族に対して国として改めて弔意の意を表すためにできた制度であることから、平成二十七年以降も継続し、社会情勢に見合った額に増額されたい。

三、戦没者遺児による慰霊友好親善事業の充実  
戦没者の遺児であれば、誰もが「一度でもいいから父親等の戦没地にたずねて欲しい。そして、心行くまで慰霊追悼をさせて欲しい」と願っている。こうした戦没者遺児の長年の念願が認められ、平成三年度から本会が国より補助を受けて実施している事業であり、戦没者遺児への慰霊事業である。については、参加者の高齢化等を考慮して、戦没者遺児と一心同体で歩んできた配偶者も一緒に参加でき、更には、孫等も参加できるよう事業内容の見直しを含め、より一層の充実を図るようお願いしたい。

(1) 遺骨帰還事業は、未だ海外等に眠る多くの遺骨が帰還されていない状況にある。特に戦後六十八年が経過し、現地情報も乏しくなる一方であることから、海外未送還遺骨の集中的な情報収集事業を強化された。

更に、硫黄島における遺骨収容の取り組みと同様に、南方諸地域及び北方地域についても国家プロジェクトとして取り組み、強力に推進していただきたい。

また、中断している地域を早期再開していただきたい。

(2) 民間建立慰霊碑整理事業についても、国として引き続き推進していただきたい。

(3) 年一回、内閣総理大臣、厚生労働大臣は海外等で実施される慰霊事業の視察を実施されたい。

五、全国戦没者追悼式への国費参列者の対象範囲の拡大と充実

(1) 改善された。以下のように全国戦没者追悼式の趣旨に鑑み、以下のように改善された。

(1) 国費で負担する遺族

代表者を増員していただきたい。更に、対象範囲を戦没者の曾孫、甥、姪まで拡大していただきたい。

また、戦没者の子・兄弟姉妹の配偶者については、夫婦での参列に限らず、制約なく参列できるように制度を改善されたい。

(2) 式典に児童・生徒の参列を促し、平和を願う詩の朗読等を行うなど、式典内容を見直しされたい。

また、参列遺族の高齢化は否めないことから、歩行での移動が不自由な高齢者については、特段の配慮をされたい。

六、海外等に散逸する戦没者遺品の返還

先の大戦で出征した兵士に対し、武運長久を願つて「寄書された国旗」など、戦没者の遺品は出征兵士と家族をつなぐ唯一の品であることから、返還の申し出があった遺品で遺族への返還が可能と思われるものについては、可及的速やかに返還されるよう一層の努力をお願いしたい。

(2) 委員会の名称  
新生遺族会のあり方を考える特別委員会

### 改善項目

(法律改正等をお願いしたい事項)

#### 一、特別給付金関係

戦没者等の妻に対する特別給付金は昭和三十八年分より、戦没者の父母等に対する特別給付金は昭和四十二年分より受給

し、その償還が終了した時点において継続された特別給付金を請求することとなっているが、遺族の高齢化を考慮して、以前の分と併給されるよう措置されたい。

#### 二、特別弔慰金関係

(1) 公務扶助料等受給者が失権した場合、速やかに特別弔慰金が支給

されるなど制度を改正されたい。

(2) 戦没者と一年以上の生計関係を有した三親等内親族の受給要件を緩和されたい。(生計関係を受給要件としない)

#### 三、特別弔慰金の請求手続きを簡素化すると共に、裁定事務を促進されたい。

(3) 特別弔慰金の請求手続きを簡素化すると共に、裁定事務を促進されたい。

## 新生遺族会のあり方を考える特別委員会

### 経過の概要

(1) 東日本大震災により九段会館を廃業したことから、財政的問題をはじめ、各方面に多大の影響をきたしている。

この状況に鑑み、平成二十四年二月二十八日開催の第二三四回理事會・第一六二回評議員會合同會議において、特別委員会を設置し、新生遺族会について概ね一年間かけて検討し、本会長に報告することを決めた。

(2) 委員会の名称  
新生遺族会のあり方を考える特別委員会

(1) 委員会の構成  
委員10名(順不同)  
\*副会長  
森田 次夫 氏  
増矢 稔 氏  
\*専務理事  
畔上 和男 氏  
\*常務理事  
仲沢 誠也 氏  
(第一B・秋田県)  
宇田川 劍雄 氏  
(第二B・東京都)  
廣明 研正 氏  
(第三B・富山県)  
市來健之助 氏  
(第四B・山口県)  
富田 千秋 氏  
(第五B・熊本県)  
高橋 フミ 氏  
(女性部・部長)

(3) 事務局長協議會  
山田 周二氏  
(幹事長・宮城県)  
(4) 平成二十四年四月二十四日、「新生遺族会のあり方を考える特別委員会」の第一回會合を開催して、委員長に森田次夫会長代行(当時)、副委員長に増矢稔副会長を選出した。

続いて、本特別委員会にて検討する事項等について協議し、提案されたテーマには、終戦六十周年特別委員会に既に答申されている英霊顕彰、戦没者遺族の処遇改善等が含まれていることから、これら

については、見直しの必要があれば検討することとした。

また、本特別委員会の進め方として、緊急性の高いテーマから検討することとし、①次期参議院議員選挙、②財政の確立等(本会の資金調達、分担金他)、③国有財産の土地、建物の返還(九段会館問題)から検討することとした。

第一回會合では、次期参議院議員選挙について重点的に検討した。

(中略)

(5) 平成二十五年二月二十六日、第二三七回理事會・第一六五回評議員會において本特別委員会の中報告を示した。

(6) 平成二十五年三月二十五日、第七回會合を開催。最終報告書とりまとめについて検討した。

### 報告書

貫して英霊の顕彰、戦没者遺族の処遇改善等に努力してきた。

平成二十三年三月十一日、宮城県沖を震源とする巨大地震が発生し、多くの犠牲者をだすと共に甚大な被害をもたらした。本会においても、九段会館ホールの吊り天井が剥落し、死者二名を含む二十八名の被害者を出した。亡くなられた方々のご冥福を衷心よりお祈りすると共に被害にあわれた方々のご快癒を祈り慰籍救済に誠心誠意尽力しているところである。

事故の原因究明の結果を待つ中においても、戦没者遺族の諸事業は続けなければならないことから、本会の公益部門は今後も存続することを決定し、平成二十三年七月一日、新生日本遺族會として新たに歩み出した。

しかし、収益部門であった九段会館を廃業したことにより財政問題が本会の運営に大きな障壁となっている。会員の高齢化は一段と進み、戦後世代が全体の八割にならんとする今日、戦争の記憶

も風化しつつあるなかで英霊顕彰、処遇改善の意義を世論に訴え、かつ、後世に伝えることには多くの困難が予想される。こうした現状に鑑み、今その懸案事項と将来において想起される問題を明らかにして、これからの日本遺族会のあるべき姿を想定し、自らを変え努力を惜しむことなく、時代の流れに即して遺族運動を継続していかなければならない。

第一章 英霊顕彰

一、靖國神社問題  
内閣総理大臣の靖國神社参拝の定着

国家の行為である戦争において犠牲となった戦没者等の慰霊追悼と平和祈願を国民の代表たる内閣総理大臣が行うのは当然のことであり、安全保障の根幹であり国家存立の基本である。

また、多くの国民が靖國神社を我が国で唯一の戦没者追悼施設であると考えていることは、政府自ら認めており、戦没者の遺族にとつても共通の認識である。

加えて、戦没者自身が

生前そのように認識していたこと。更に、国は戦没されたら靖國神社に合祀することを約束していたこと。これらを考え合わせると、宗教的行為の枠を超えて、内閣総理大臣は靖國神社に参拝すべきである。このことが国の安寧と繁栄を願って犠牲となられた戦没者に対して心える唯一の道であると信じる。

しかし、現状では総理・閣僚等の靖國神社参拝は、ひとり時の総理の決断に左右されており、こうした不安定な状況を改善するため、憲法改正等により制度化をはかり将来における憂いをなくす必要がある。

なお、将来いかなる政権が誕生しようとも、戦没者遺族はこれを要求することを忘れてはならない。

**(2) いわゆる戦犯問題**

近隣諸国の一部から、いわゆるA級戦犯を合祀する靖國神社に、内閣総理大臣が参拝することに強い批判がある。

しかし、本会は極東国際軍事裁判(いわゆる東京裁判)の正当性を疑う

と共に、そこで裁かれたいわゆるA級戦犯の存在を否定する。

かつ、戦後における戦犯の釈放を望む世論の高まりは、赦免等により彼らを釈放し、恩給等の処遇を適用することにより国内的には戦犯の名誉回復は果たされたものと考

え。よって、我が国には戦争犯罪人なるものは存在しないのである。

① 極東国際軍事裁判の不当性

戦争当時には存在しなかった「平和に対する罪」、「人道に対する罪」という事後法に基づいて裁判が行われたことが罪刑法定主義に反することは明らかである。

加えて、広島・長崎に投下された原爆や日本主要都市への爆撃は、非戦闘員である一般市民に対する無差別攻撃であり、連合国側こそ人道に非難されてしかるべきである。

また、裁判官の出身国が戦勝十一カ国のみという不公平な構成であり、被告側弁護資料

はことごとく却下されている。

**② サンフランシスコ対日講和条約**

昭和二十七年四月二十八日のサンフランシスコ対日講和条約の発効により、日本が主権を回復した後、戦犯の名誉回復がはかられ、当時約八千万人いた日本国民のうち、半数にあたる約四千万人が、戦犯釈放を求める署名を行っている。

こうした世論の声に応え、国会においては昭和二十七年から三十年にかけて、「戦犯の赦免に関する決議」を衆・参両院で概ね全会一致で四回にわたり可決している。

政府はこれらを受け、関係諸国と交渉を重ねた結果、サンフランシスコ講和条約第十一条に基づき、関係十一カ国の同意を得て、A級戦犯は昭和三十一年三月三十一日に佐藤賢了の釈放を以て終了。B級・C級戦犯の服役者は昭和三十三年五月三十日までに逐次釈放された。

サンフランシスコ対日講和条約で「戦犯赦免手続き」を規定した第十一条の英文におけるJUDGMENT Sの日本語訳を「判決」とするか、「裁判」とするかによって法文の解釈が異なるが、英米においては通常、「判決」と解釈されており、これに従えば同条約では刑の執行を受諾したに過ぎず、裁判そのものを受諾したのではない。

③ 戦犯の国内法上の取り扱い

昭和二十八年、恩給法が復活し、翌二十九年の改正でいわゆる戦犯受刑者等で死刑、獄死した者を国は「公務に準ずる死」として遺族に公務扶助料に相当する扶助料を、また、戦争裁判受刑者本人には恩給が支給されることとなった。

更に、三十年の恩給法改正では、拘禁中も恩給の在職期間に通算されることとなった。恩給法第九条第一項の二に「三年を超える刑に処せられた時は、恩給は消滅する」と規定されており、本来で

あれば支給されないはずの戦犯に対して、以上の政府の決定及び日本国の勧告に基づく場合の外、行使することができない。

極東国際軍事裁判所が刑を宣告した者については、この権限は、裁判所に代表者を出した政府の過半数の決定及び日本国の勧告に基づく場合の外、行使することができない。

④ いわゆるA級戦犯の合祀

靖國神社は、いわゆるA級戦犯を国が公務死に準ずる死(法務死)と認定したので、合祀したのである。

⑤ いわゆるA級戦犯の分祀

いわゆるA級戦犯十四名を他に分祀しては、との意見が一部にあるが、誰を祀るか否かは宗教法人である靖國神社の意志と責任において行われるべきもので、靖國神社自身の問題である。

しかし、国(旧厚生省)の祭神名票に全面的に依拠して靖國神社が合祀したことも事実である。戦後の靖國神社の合祀基準は、これ以外にないのである。

以上の経緯、今日までの経過、また神道の本質などを勘案すると、到底、靖國神社が

分祀に応じるとは考えられない。

**二、護國神社への知事の参拝及び県市区町村主催の慰霊祭の継続**

**(1) 戦前戦中の徴兵制度**

において、地方自治体が果たした役割を考えると、戦争遂行を担ったことに対する責任は永遠に免れるものではない。

国において、国民を代表して内閣総理大臣が靖國神社に参拝されるのと同様に、各都道府県民を代表して知事が護國神社へ参拝されることも当然の責務である。近年の護國神社への知事参拝は都道府県の約五割程度である。参拝されない支部にあつては、参拝を要請しなければならない。

また、県市区町村主催の慰霊祭は、戦没者の遺族の高齢化が著しいことから、今後は孫・曾孫の参列を一層促すと共に、戦没者に対する各自自治体の責務として未来永劫継続されなければならない。

一部の地方自治体から、慰霊祭への参列者が

が遺族より来賓の方が多くなってきたので、今後慰霊祭を止めてはとの意見があるが大変遺憾である。

**戦没者の慰霊祭は、**

遺族のためのものではない。国の平和と愛する郷土の平安、そして家族の幸せを願って犠牲となられた方々が対象である。地方自治体をはじめ地域住民が郷土の戦没者を慰霊追悼し今日の平和と繁栄に感謝の意を表すことは、極めて当然の務めである。

**三、国立戦没者追悼施設建設の阻止**

靖國神社に代わる新たな国立の追悼施設の建設は、靖國神社を唯一の追悼施設であると考える戦没者遺族らの心情を逆撫ですると共に、同施設建設が靖國神社の形骸化につながるもので断じて容認できない。

**四、千鳥ヶ淵戦没者墓苑**

も「国立戦没者追悼施設」が建設されれば、総理の靖國神社参拝への道を閉ざすことにもなりかねないことから断固阻止する。

靖國神社、全国戦没者追悼式の性格と役割

「千鳥ヶ淵戦没者墓苑」は、先の大戦における戦没者のうち、遺骨の氏名や遺族が判明しない等の理由により、引き取り先のない遺骨三十五万六千六百三十二柱(平成二十四年五月現在)を安置した国立の墓苑であり、全戦没者を対象とした慰霊施設ではない。

一方、「靖國神社」には明治維新以降の戦没者二百四十六万六千七百七柱(平成二十四年十月現在)の御霊がお祀りされており、我が国の戦没者追悼の中心施設として戦没者遺族の心の拠り所となっている。勿論、ここに遺骨がないとは言うまでもない。

また、毎年八月十五日に日本武道館で行われる「全国戦没者追悼式」は、先の大戦で犠牲者となられた軍人、軍属及び準軍属、並びに一般市民の戦死追悼の象徴とする、宗教的儀式を伴わない、年に一回の政府主催の追悼行事である。

こうした千鳥ヶ淵戦没

者墓苑と靖國神社、全国戦没者追悼式それぞれの性格と果たす役割の相違を明確にして、共に存続を図らなければならない。

五、政府主催の全国戦没者追悼式の継続

毎年八月十五日に日本武道館で開催される政府主催の全国戦没者追悼式の国費参列者の増員及び対象範囲を戦没者の曾孫、甥、姪まで拡大することは勿論、戦没者の子・兄弟姉妹の配偶者も制約無きよう参列できる制度の改善に引き続き努力しなければならない。

また、式典に児童・生徒の参列を促し、平和を願う詩の朗読等を行うなど、式典内容の一層の充実を求め、平和の祈りを世界に発信するよう努めなければならない。

六、戦跡慰霊巡拝等

(1) 政府主催の戦跡慰霊巡拝は対象者の高齢化に伴い、今後は孫の国費参加を認めさせる等、参加者の対象範囲の拡大を図るべきである。

(2) 戦没者遺児による慰霊友好親善事業は参加者の高齢化を考慮し、

事業の見直しを行い、医者や看護師の同行や戦没者遺児と一心同体で歩んできた配偶者の参加も認めるべきである。また、本

事業の戦没者の孫への継承について調査研究する。

(3) 本会及び都道府県遺族会主催の慰霊巡拝事業(参加費は全額個人負担)については、戦没者遺族の要望がある限り実施する。

七、遺骨帰還事業等

南方における遺骨帰還事業等は、早期概了を目指すと共に、益々遺骨情報が薄れいくため、海外未送還遺骨情報収集事業を強化し、遺骨の収容は、応急派遣で対応できる組織の確立を政府に求めていく。

また、北方(旧ソ連、モンゴル)においては、強制抑留中の死亡者に関する資料(名簿等)の精査に努めると共に、情報の開示を引き続きロシアに求め、死亡の確認と遺骨の収容に努める。

八、民間建立慰霊碑等整理事業

国内外の各戦域におい

て、民間日本人の手により建立された慰霊碑の多くが、維持管理状態の悪さから荒れ果て、草に埋もれ朽ち果てようとしている。

日本政府はこれらの内、海外にある慰霊碑の管理不良なものについては整理をしている。将来的には、各戦域に日本政府が建立した慰霊碑の敷地内等に移転可能なものは集約するなどし、慰霊碑としての体面を保たなければならない。

九、海外等に散逸する戦没者遺品の返還

先の大戦で出征した兵士に対し、武運長久を願って「寄書きされた国旗」など、多数の遺品が海外において「骨董品」として収集家の間で売買されていることは誠に遺憾である。

出征兵士と家族をつなぐ唯一の品であることから、これらの遺品については、外交ルートを通じて返還されるよう政府に對して引き続き働きかけていく。

第二章 戦没者遺族の処遇改善

一、公務扶助料、遺族年金等の改善

公務扶助料等は、今後も国家補償の理念に基づいて改善されるべきである。

特別扶助料の支給率拡大については、支給対象者の急激な減少を考慮して、速やかに改善されなければならない。

二、特別給付金、特別弔慰金の継続

戦没者等の妻に対する特別給付金、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金は、国家補償の精神に基づいて今後も支給されるべきものである。

特に特別弔慰金については、戦没者遺族と国家の最後の絆ともいえるものであり、現在の支給対象者が生存する限り支給の継続を求めていかなければならない。

また、特別弔慰金の受給要件の緩和を図ると共に、失権遺族が速やかに転給を受けられるよう努めなければならない。

第三章 財政の確立等

一、分担金の見直し

担金については、各支部平均三十万円(千四百十万円)増の六千五百十万円をお願いし事業を執行している。

しかし、各支部からは、会員の減少に伴い会費の納入が減っている中で、「分担金の増額は支部財政を圧迫する、分担金減額等見直しをされたい」との要望がある。今後の支部遺族会運営等を考慮すれば、支部分担金の再見直しもやむを得ないものと思料する。

(2) 平成二十四年度の支部寄付金六千五百十万円を見直し、平成二十五年から、従来からの支部寄付金五千五百万円とする。但し、平成二十三年度まで支給していた本部助成金、すなわち、老人福祉助成費、遺族援護強化費、事務補助費、社会活動助成費、支部研修会助成費は廃止する。

(3) 平成二十五年から支部寄付金五千万円については、平成二十七年の特別弔慰金の結果等を踏まえ、五年毎に見直しを行うこととする。

また、本部においては、運営費等不足が生じることから、一層の経費の節減に努めると共に、事業の見直し、資産の取り崩しなどあらゆる方途を講じ、本会の運営に支障のないよう努める。

(4) 事務局体制については、将来的には事業の縮小等に伴い、職員を減員するなどスリム化する。また、本会の活動に理解と協力をいただける方に対しては、引き続き「賛助金のお願いを積極的に働きかけることとする。

その他、本部として新たな収入源の確保について調査研究をする。

第四章 国有財産の土地、建物の返還

一、国有財産の土地、建物の返還

昭和三十二年からは、五十四年間の長きにわたり、戦没者遺族の殿堂であり、拠り所であったその九段会館を解体するようなことがあつてはならない。

このため、博物館など何らかの形で永久保存するよう、国に対して強く要請することといたしたい。保存が実現した場合は、建物の一部に本会の事務所の入所を認めるよう、今から国に対して働きかけを行っていくことといたしたい。』として、今後、役員会等でこの答申を踏まえて、積極的に推進されたい。

(2) 但し、平成二十三年五月の「今後の遺族会を考える特別委員会報告書」でも謳われているとおり、「九段会館の建物は昭和初期の代表的建築物であり、二・二六事件の戒厳司令部が置かれるなど、歴史的にも極めて評価の高い建物である。

昭和三十二年からは、五十四年間の長きにわたり、戦没者遺族の殿堂であり、拠り所であったその九段会館を解体するのようなことがあつてはならない。

このため、博物館など何らかの形で永久保存するよう、国に対して強く要請することといたしたい。保存が実現した場合は、建物の一部に本会の事務所の入所を認めるよう、今から国に対して働きかけを行っていくことといたしたい。』として、今後、役員会等でこの答申を踏まえて、積極的に推進されたい。

昭和三十二年からは、五十四年間の長きにわたり、戦没者遺族の殿堂であり、拠り所であったその九段会館を解体するのようなことがあつてはならない。

このため、博物館など何らかの形で永久保存するよう、国に対して強く要請することといたしたい。保存が実現した場合は、建物の一部に本会の事務所の入所を認めるよう、今から国に対して働きかけを行っていくことといたしたい。』として、今後、役員会等でこの答申を踏まえて、積極的に推進されたい。

昭和三十二年からは、五十四年間の長きにわたり、戦没者遺族の殿堂であり、拠り所であったその九段会館を解体するのようなことがあつてはならない。

このため、博物館など何らかの形で永久保存するよう、国に対して強く要請することといたしたい。保存が実現した場合は、建物の一部に本会の事務所の入所を認めるよう、今から国に対して働きかけを行っていくことといたしたい。』として、今後、役員会等でこの答申を踏まえて、積極的に推進されたい。

第五章 組織対策

一、組織の確立 (1) 孫・曾孫の会の組織化

① 本会の継承者問題は、本会の存亡に関わる極めて重大な問題である。

女性部は「光輝ある遺族会は、今後、組織の在り方を含め、見直しを行わなければ衰退の一途をたどることになる。我々戦没者遺児の代で終わらせてはならない。そのためにも後継者を作ることが焦眉の急である。

② 孫等の組織化について、女性部の積極性については大いに評価するものの、女性部だけでは力不足であることは否めない。

このため、各支部は組織をあげて取り組まなければならない。目的を達することはできない。入部の勧誘については、各支部の英知と努力に負わなければならぬが、先ずは、遺族会のことについて理解を得ることが重要と考える。

このため、慰霊祭・大会など家族ぐるみで各種行事等に参加願うことから始めることも一案と考える。

② 部費の徴収 孫・曾孫の会の部員としての意識付けをするうえでも、各支部に応じて部費を徴収することが望ましいと考える。

① 新規会員の獲得 地域活動やボランティア活動等に参加する戦没者遺児の実態調査等により掘り起こして「友好親善事業」や、「都道府県主催等の戦没者慰霊祭」等に参加するよう呼びかけ、遺族としての自覚を促し遺族会への加入促進を図る。

② 後継者の育成 遺族の実態調査を実施して未加入の遺族を掘り起こし、特別弔慰金の手続きの相談や、戦没者の遺児による慰霊友好親善事業(以下「友好親善事業」という)への参加勧誘を通じて新規の会員を獲得し、安定的な会費収入を確保するよう努力する。

また、新規加入者に対して、各種行事の手伝いや委員会等へのオブザーバー参加、親睦事業やボランティア活動等、魅力的な活動の場を提供し、これらの経験を通じて各地域のリーダーを育成し、指導層を形成する。

① 遺児 地域活動やボランティア活動等に参加する戦没者遺児の実態調査等により掘り起こして「友好親善事業」や、「都道府県主催等の戦没者慰霊祭」等に参加するよう呼びかけ、遺族としての自覚を促し遺族会への加入促進を図る。

② 更に、「友好親善事業参加者」を中心とした親睦団体的な緩やかな組織を先ず作り、各都道府県遺族会がこれを積極的に支援協力する中で、徐々に遺族会への入会を促進し、且つ、指導層を育成する。

③ 兄弟姉妹 特別弔慰金の手続き申請に関する相談等を通じて、遺児をはじめ兄弟姉妹の立場の遺族の加入促進を図る。

① 転居遺族の加入の道 郷里を離れている戦没者遺族が、現居住地で遺族会に入会する方途と参加できる活動を検討する。

② 「友好親善事業参加者」を中心とした親睦団体的な緩やかな組織における親睦事業やボランティア活動等を通じて醸成された仲間意識を高め、各都道府県遺族会がこれを積極的に支援協力する中で、各地域のリーダーを育成する。

③ 戦没者の兄弟姉妹 特別弔慰金の手続きの際、遺族相談員や窓口で参加を呼びかける。広報活動

① 地方公共団体の広報紙やホームページを通じて、活動への参加を呼びかける。

② 遺族会の機関紙やパンフレットを作成して活動への参加を呼びかける。

③ 戦争、戦災体験者の減少に伴い、先の大戦の記憶が風化しつつあることからオーラルヒストリーを充実させると共に、地方においても企画展を開催するなど幅広く啓蒙活動に取り組む。

④ 昭和館 厚生労働省、地方自治体及び都道府県遺族会等との連携の促進を図る。

⑤ 戦争は絶対にしてはいけない。我々のような戦没者遺族を二度と出してはいけない。これが本会の原点である。展示等を通じて、このことが発信できる昭和館にしなければならない。このため、更に昭和館の運営について創意工夫を努める。



### 比島地域慰霊友好親善訪問団

## 「お父さんへ」

倉敷市広江

遠藤 澄夫

平成六年一月にフィリピン慰霊友好親善事業に参加してから早や十九年が過ぎていました。昨年、その時の参加者でつくる親睦会(バギオ会)の席で、既に五回も六回も父の戦没地を訪れている方の話をお聞きし、自分ももう一度、お父さんの眠るパレテ峠へ行きたいと思ひ、今回、訪問団に参加させていただきました。

残念ながら、私にはお父さんと一緒の思い出がありません。そのころ、どうか自宅周辺でよく歩きする位の年齢だったと、お母さんから聞いております。父をよく知っている人から「親父によく似てきた」青年団でお世話になった」とか言われたことがあります。が、そういう方々も次第に少なくなりました。

昨年、お母さんの十三回忌と祖母の五十回忌の法要を無事済ませました。



激戦の地・パレテ峠の慰霊碑で  
(3月10日:遠藤さんは前列中央)

- 平成二十五年五月行事表**
- 31日 高梁市遺族連合会総会(高梁総合文化会館)
  - 1日 玉野市遺族連合会総会(玉野総合福祉C)
  - 3日 浅口市郡遺族連合会評議員会(鴨方町内)
  - 4日 新見市遺族連合会役員総会(新見市総合福祉C)
  - 5日 小田郡矢掛町戦没者追悼式(農村環境改善C)
  - 7日 高梁市川上町戦没者慰霊祭(県護國神社)
  - 10日 高梁市副市長・常任理事会(県護國神社)
  - 12日 新見市美敷地区戦没者慰霊祭(県護國神社)
  - 14日 久米郡美咲町遺族会役員総会(中央ふれあいC)
  - 18日 久米郡久米南町戦没者慰霊祭(県護國神社)
  - 23日 久米郡折原町慰霊大行進(沖繩県)
  - 27日 県護國神社崇敬会総代・大総代会合同会議(いさお会館)
  - 28日 浅口市鴨方町遺族会護國神社正式参拝(県護國神社)
  - 29日 県連盟第一回評議員会(県連盟大会議室)
  - 29日 岡山市戦没者追悼式(岡山市民会館)

## 遺族会の動き

我が家の座敷に、お父さんとお母さんの写真を一緒に掲げていますが、そのお父さんの写真と検閲済スタンプが押ししてある昭和十九年九月十八日消印のハガキ一通がお父さんを知る手懸かりです。今日は古里のお水、お父さんの孫、曾孫らが収穫した我が家のお米、私の妻が浸けた梅干をお供えています。お父さん、十九年ぶりの我が家の味をゆっくり味わって下さい。また、前山から撮った我が家周辺の写真も見て下さい。自宅は昔と変わりましたが、周辺にはわりませんが、周辺には団地が沢山できました。「お父さん、お父さん」と呼ぶ声が聞こえたら、やまびこでも良いから返事して下さい。お父さん、家族が幸せであるよう見守って下さい。どうか安らかに眠り下さい。平成二十五年三月十日 あとがき

## 日本遺族会への賛助金のお願い

日本遺族会では英霊顕彰や遺族援護など様々な活動のために賛助金を募っています。本会は、東日本大震災により収益部門であった九段会館が閉館したことに伴い、ご英霊の顕彰並びに遺族の福祉向上の運動をはじめ、慰霊友好親善事業、遺骨帰還事業など各種事業の継続が大変厳しい状況にあります。本会といたしましては各種事業を行うにあたり今後とも努力していくことは勿論のことですが、戦没者ご遺族や本会の諸事業にご賛同をいただいている皆様方より一層のご支援・ご協力を仰がなければなりません。本会の活動の主旨にご理解を賜り、何卒ご賛同をいただきますようお願い申し上げます。◎賛助金は誠に勝手ではございますが、お一人1万円程度からお願いしています。

### 賛助金のお振込みは

- ◆郵便振替 00130-2-694929
  - ◆みずほ銀行 九段支店 普通預金0980930
  - ◆口座名はいずれも 一般財団法人日本遺族会 ザイ)ニホンイゾクカイ
- ◎ご賛同賜りました方の氏名を本会機関紙「日本遺族通信」に掲載し、お礼に代えさせていただきます。  
◎ご不明な点は日本遺族会事務局(電話03-3261-5521)までお問い合わせ願います。

- 平成二十五年七月行事表**
- 4日 参議院議員選挙公示
  - 7日 津山市久米地区戦没者慰霊祭(県護國神社)
  - 10日 赤磐市戦没者追悼式(山陽ふれあいC)
  - 12日 備前市戦没者追悼式(備前市民C)
  - 16日 県戦没者遺族慰霊研修事業(東京都内) 一泊
  - 21日 参議院議員選挙投票
- 平成二十五年八月行事表**
- 15日 戦没者を追悼し平和を祈念する日
  - 15日 全国戦没者慰霊大祭(靖國神社)
  - 15日 全国戦没者追悼式(日本武道館)
  - 23日 終戦の詔書奉戴日本興隆祈願祭(県護國神社)
  - 23日 県護國神社萬燈みたま祭(県護國神社) 16日まで
  - 23日 県連盟外国地域戦跡慰霊巡拝(西部ニギニア方面) 六泊

## 岡山県護國神社萬燈みたま祭 「献灯」のご案内

岡山県護國神社は、国のため尊い命を捧げられた英霊五万六千七百七十余柱の御霊をお祀り申し上げ、毎年八月十五日・十六日の両日は御祭神をお慰めする行事として「萬燈みたま祭」を行っています。献納いただいた萬燈の「みあかし」は、お盆の期間中、毎晩社頭に掲揚いたしますので、ご遺族、崇敬者の方々をはじめ、多くの皆様方からの献灯をお願い申し上げます。



- ▼萬燈みたま祭 八月十五日(木)・十六日(金) 午後七時より
- \*点燈は十四日(水)の日没より行います。
- ▼堤灯献灯料 一燈につき 二、〇〇〇円
- ▼お申し込みは 千七〇三・一八二七二
- 岡山県護國神社「まで」
- 電話〇八六・二七二・三〇一七
- ファックス〇八六・二七二・三〇一六
- \*郵便振替でお申し込みの場合は 郵便振替番号
- 岡山〇二九〇・一三三〇・一七 岡山県護國神社
- (通信欄に「萬燈みたま祭」と記入下さい)
- ◎奉納盆踊り 十六日の夕刻、岡山市連合婦人会による奉納盆踊りが催されますので、ご一緒に参加下さい。